

統計調査分科会
第1回議事録

内閣府官民競争入札等監理委員会事務局

第 1 回 統計調査分科会 議事次第

日時：平成 19 年 4 月 25 日（水）14:15～15:00

場所：永田町合同庁舎 2 階 第 2 共用会議室

- 1 開 会
- 2 統計調査分科会の当面の進め方について
- 3 総務省からのヒアリング

斉藤主査 ただいまから第1回統計調査分科会を始めさせていただきます。これまでの統計部会から、引き続き統計調査関連業務の民間開放について審議を進めてまいりますのでよろしくお願い申し上げます。

本日はまず、統計調査分科会の当面の進め方について事務局から説明させていただきます。よろしくお願い申し上げます。

熊埜御堂参事官 お手元の資料1 - 「統計調査分科会の進め方(案)」に基づきまして私の方から説明させていただきます。

統計調査分科会ですが、主査からございましたとおり、統計部会を引き継ぐ形でございますが、統計部会に所属されておりました小幡委員が抜けられまして、あとの専門委員は同じ形で進めさせていただくということでよろしくお願いいたします。

検討テーマですが、基本的には、基本方針を12月に改定させていただきました別表に盛り込まれた事項について検討していくということでございますが、5月末まで「当面、以下の事項」ということで、 から まで列挙させていただいておりますが、5月末までは、当面の事項の中でも、総務省統計局所管の統計調査に関する民間開放の具体化ということで、これに向けての検討をしていただくということで、よろしくお願いしたいと考えております。

にございます、総務省政策統括官室が5月末までに行うガイドラインの改定、関係府省が5月末までに行う対象事業の洗い出し・整理につきましては、5月末まで検討が進められると思っておりますので、5月末を過ぎましてから事務局で整理をさせていただいた上で、分科会で御議論していただくということで進めさせていただきたいと思っております。

にあります統計センター業務の実証的検証・民間開放に対する考え方の整理でございますが、以前、実証的検証についての進捗状況はお聞きいただいたところでございますが、統計センターでは7月には取りまとめたいということで、民間開放に対する考え方も、9月以降の独立行政法人の見直し、検討に向けての整理がある程度整ったと考えておりますので、7月をめどに、これについてはヒアリングをしていただくということで、夏の改定に向けてどう作業をしていくかについては、そういう手順を踏んだ形で議論させていただきたい。

「5月末までは を中心」と書いてありますが、 についても5月末で終わる話ではなくて、適宜6月、7月も御議論いただくことになるかと思いますが、当面このような段取りで、総務省及び関係府省等からのヒアリングを行いながら、次期基本方針の改定に向けて整理を進めさせていただきたいということでございますので、よろしくお願いいたします。

私からの説明は以上です。

斉藤主査 ありがとうございます。今の説明でよろしゅうございますか。それでは、次の議題に入りたいと思います。

(総務省入室)

齊藤主査 総務省統計局において開催してまいりました統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会の報告書が4月18日に公表されましたので、本日はその概要について、総務省統計局から御説明をいただきます。御説明は統計局の飯島課長からで、20分ぐらいでお願いいたします。

飯島課長 私から、お手元の資料、特に最初の2枚紙、研究会報告のポイントをもとに御説明をさせていただきたいと思います。

統計調査の民間開放・市場化テストに関する研究会、これは統計局において所管します指定統計調査の民間開放を検討するに当たっての考え方、課題、留意点を中心に議論していただいております。昨年の3月に第1回目を開催いたしまして、先般、第16回目の会議を開催しまして、18日に報告書を公表したところでございます。

ポイントの中身でございますが、「研究会における検討の方向性」のところでございますが、最初のところには基本的な考え方を書いてございますが、厳しい行財政事情のもとで、一方で新たな統計のニーズ、統計の整備の要請もありますので、そういうものにも取り組んでいく必要があるという中で、さらなる業務の効率化が必要である。そのために、前提として正確性、信頼性の確保、秘密の保護といったものを担保した上で、民間事業者を活用した効率化を検討する必要がある。これが一番基本的な考え方になっています。

そういう中で、取組の方向性として出されましたのが、民間事業者の現状につきましては、大きな規模のものを全国一律にということではなく、確実に実施可能な規模あるいは地域に制約を設けた上であれば、業務を受託する意欲のある民間事業者が存在しているという状況でございますので、基本的な考え方としては、地方公共団体を通じて実施している調査におきましては、地域単位での民間開放を推進する方向で検討すべきであろうということで、当面、国、総務省におきましては、地方公共団体における民間開放の取り組みを可能とするための環境整備、これは地方が民間開放を行う際の基準・条件、入札・契約等に関するものの提示あるいはさまざまな情報提供を行うことが必要であるということが、一番基本的な検討の方向性としてまとめられているものでございます。

昨年度、個人企業経済調査をモデルにいたしました試験調査等により実証的な検証を行ってまいりました。その結果でございますが、試験調査A、Bということで2種類実施をいたしました。Aは、全国を1社に委託をして行ったもの、Bは都道府県単位で、五つの地域でそれぞれ1社ずつ委託をして実施をしたものでございます。

Aの方ですが、官が行った本体の調査に比べますと、未記入の項目が顕著に多いという状況がございました。また、調査対象の非協力率が高いという事実もございまして、背景としては、指示の徹底とか調査員の確保を全国規模で行うことが難しいのではないかとということが考えられるという分析がされております。

Bの方は5社に委託をいたしましたが、回収率とか未記入項目等につきまして、事業者によってかなりばらつきがある。研究会での分析の中では、類似の調査経験を有する民間

事業者が全体的にすぐれた結果を上げている事実がありました。そうでないところは不十分な結果になっているということで、調査員の能力とか経験あるいは民間事業者の業務管理体制の相違といったものが、この背景にあるのではないかという分析がされております。各民間事業者とも、実施経費は契約金額を超過してしまったというような結果になっております。

矢印の下のところ、得られた結論的なものを書いてございますが、試験調査 A につきましては、今回の試験調査、1社に委託をいたしました。この結果だけを見て、本体調査と同等の質を確保できるという結論を出すことには至らなかったということです。

Bの方は事業者によってばらつきがありまして、本体調査と同様の質を確保できた事業者も実際にあったということで、こういう試験調査と同等の条件のもとであれば、適切な民間事業者を選ぶことによって、質を確保することは可能であろう。そのためにも、民間事業者の業務遂行能力の適切な評価が必要であるということ。

三つ目、コスト面につきましては、効率の追求だけに走るのではなく、質の維持向上との両立を図っていくことが重要であるという指摘がされております。

コスト面につきましては、受託事業者からのヒアリング結果をごらんいただきたいと思っております。

試験調査 B はすべて同じ規模の調査でございますが、そこにあるように、約 70 万から 150 万、170 万あたりまでの幅でそれぞれ赤字が出ている状況でございます。もともと受託の経緯として、会社によってそれぞれございますが、民間開放に向けての実績を積む機会にしたいというところ、あるいは市場化テストの経験として実験的な意味合いがあるとして参加した、各社それぞれございましたが、費用に関する背景事情を見ますと、人件費が予想以上にかかったということ、あるいは調査票の検査に想定以上の時間がかかったということ等が指摘されています。

特に非協力率の高いところにつきましては、必要な数の調査できる事業所を得るまでにかなりの事業所を訪問しなければいけなかったということで、コストが想定以上にかかってしまったということがあろうかと思っております。

今後の受託可能性についてでございますが、試験調査 B の中で、非協力率の高かった二つの会社につきましては、今後の受託は難しいという回答になっておりますが、それ以外のところにつきましては、今回の経験を生かしてさらに体制を整備する、あるいは効率化を図るということで、受託の意欲があるという回答を得ているところでございます。

こういう状況でございますが、コストの問題につきましては、今回の試験調査が最初の実証的な検証データということもございまして、今後さらに事業者との意見交換をする、あるいはいろいろな課題について詰めるという形で、さらに検討していく必要があろうかと思っております。

ポイント紙に戻らせていただきますが、1 ページの一番下のところに、科学技術研究調査、これだけ国が直轄で、しかも郵送で調査を行っておりますが、これにつきましても意識調

査を昨年度実施をいたしまして、その結果、調査対象からの信頼の面ということで言えば、民間事業者にゆだねた場合も大きな問題はないであろうという判断が研究会でもされております。

それを踏まえまして、統計局といたしましては、既に今年度実施いたします科学技術研究調査につきましては、公共サービス改革法に基づく民間競争入札を実施いたしまして、既に事業者も決定済みという状況でございます。

2枚目に参りますが、今後の方向性でございます。

地方公共団体を通じて実施している調査について留意点等、そこにまとめてございますが、今後の取り組みに向けての留意点につきましては、昨年10月に一度、民間開放に向けての計画ということで、取り組み方針を取りまとめました。ここでは地方公共団体を通じて行っているものは、それぞれの地方公共団体の判断に基づいて、法定受託事務の範囲内でそれぞれ民間開放ができるような形、国としても、そのための環境整備を行っていくという取り組み方針をまとめてございますが、これにつきましては、さらに以下のような点に留意をするということで、地方公共団体との十分な意見交換、協力が必要であるということ。特にこれから地方に基準・条件といったものも具体的に示していく必要がありますし、いろいろの地方から疑問点も出ておりますので、そういうものについて十分に意見交換をしていく必要がある。

二つ目といたしましては、調査の特性を踏まえたさらなる検討が必要であろうということで、世帯を対象とした調査についてはどうであるか、あるいは月次の統計調査につきましては、調査から公表までタイトな日程で業務を行っておりますので、期限の制約が厳しい月次調査についてはどうであるか、さまざまな特性を踏まえた検討も必要になってくるであろうという指摘があります。

地方公共団体に示す基準・条件として考えられる主な内容といたしましては、そこがございますが、入札の関係につきましては、事業者においてどういう業務管理体制が整っているか、あるいは過去どういった経験があるか、事業者を選定する上での適切な資格の要件を設定する必要がある。入札の際、価格と業務遂行能力の双方を評価できる形にする必要があること。

契約につきましては、調査ごとに適切な指標を設定する必要がある。事業の業務の実施に当たり、確保されるべき水準に関する指標でございますが、これにつきましては回収率だけでなく、記入の内容、記入状況も加味する形での指標が必要であろうということ。民間事業者における秘密保護のための具体的な措置をきちんと規定する必要がある。

実際に民間事業者が業務を行っていく中で、監督とかモニタリングをどのようにやっていくか、業務を適正にかつ確実に実施できるようにするための、適時適切な検査・報告について規定をすること。そういった報告を受けて、必要な場合には是正要求を迅速に行っていくということ。そういうものが基準・条件の中に盛り込まれる必要があるだろうという指摘をいただいております。

以上のような方向性がまとめられておりまして、最後、今後に向けてということですが、実証的な検証を事前に実施したり、あるいは民間の事業者から意見募集を行うことなどを通じまして、各調査の特性に応じて、さらなる具体的な検討を進めていく必要があるということ。実際に民間事業者に業務を委託した後で、入札の状況とか実施結果の検証を行いまして、これを今後の一層の改善につなげていくことが必要である。

こういったいろいろな検討につきましては、有識者による検討の場も必要だろうということで、検討に当たっては地方公共団体、あるいは統計を利用する利用者の意見も聞くことが重要であるという指摘をいただいております。業務遂行能力のある民間事業者がふえていくことが必要ではないかということ。統計調査員のあり方と民間開放との関係の整理も今後の課題であろうということを指摘いただいております。

こういった報告を受けまして、統計局といたしましては、今後も公共サービス改革基本方針等に沿った形で、統計調査の民間開放に向けた取組を進めてまいりたいと思っておりますが、当面は、これからの検討の課題あるいは体制、スケジュールにつきまして、監理委員会とも連携をとりながら、5月中に具体化してまいりたいと思っております。

研究会の報告の中にも指摘されておりますように、有識者による検討の場も5月中に開催できるように準備を進めてまいりたいと思っております。

以上、私からの御報告、説明とさせていただきます。

斉藤主査 ありがとうございます。それでは先生方から御自由に御質問等々お願いしたいと思います。

椿専門委員 この中で、この改善等につながる必要があるということがあって、ユーザーの意見を聞くことが必要だというのはもちろんそのとおりだと思うので、どんどんやっていただきたらと思うんですが、一方で、今回の一連のトライアル事業の中で、さらに民間の方が活躍する余地があるということを考える場合には、統計利用者とともに、例えば民間の調査のトップランナー、今回も見せていただくと、いいところと悪いところが極端に差がある。ここも一枚岩ではないわけで、ある程度質を確保できるような民間の方々が、ほかの方々を引っ張っていただくようなことも必要ではないかと思えます。

検討の場の際には、もちろん統計局や有識者の先生方の検討も重要だと思いますが、今後は、ある意味でパートナーとなる可能性がある方の中の、特にトップランナーの方をうまくこういう場に出してもらって、建設的な意見を収集してはどうかと思います。

それと同時に、もちろんここに書いてあるとおり、地方公共団体や利用者の方の声は非常に重要だろうと思います。非常に総括的なことですが、まずそういうことを述べさせていただければと思います。

ぜひそういうことを検討していただければということですが、もう一つ、統計調査員のあり方という話ですが、これは統計局だけの問題かどうか分からないんですが、今回、民間はコストが非常にかかっているということで、この会の初めのころに、現在の統計調査員制度は、コスト的な側面とは別なインセンティブ、善意の協力者という形の部分を引き

ずっていて、それでまた質も非常に高いということがあるということで、統計調査員制度の中には、各自治体によって、これを維持することが難しくなっている自治体と、そうでない自治体、まだ統計調査員が強い自治体がある。自治体の中に相当なばらつきがあると思いますが、統計調査員という制度に基づいて調査を行うということが、中長期的にどういう方向で、どういう体系の調査においては、この種の調査員制度を引き続き使うんだ、それから、そうでないいろいろな指定統計の中で、むしろオンライン化を主たる方向に持っていく、そのあたりのかなり大枠の方針が決まらないと、統計調査員制度を代替する形の民間開放なのか、情報化にかかわる民間開放なのか、その辺の像がはっきりしないもどかしさがあると思います。

例えば今後、統計局なのか、あるいは国の統計の諸機関なのかよくわかりませんが、このあたりの中期的な方針に基づく民間開放という議論を検討できる場があってしかるべきではないかと思います。

飯島課長 民間事業者の御意見も聞いていくということにつきましては御指摘のとおりと思っております。

2枚組みのペーパーの最後の「今後に向けて」の最初のにもつけておりますが、御指摘のような点を踏まえまして幅広く検討し、意見を伺ってまいりたいと思っております。

統計調査員のあり方、調査方法の多様化、見直しも含めて、民間開放をどう考えていくかということにつきましては、私どもでも大きな課題として検討していかなければいけないことだと思っておりますし、全省横断的な課題にもなる部分も、特に統計調査員のあり方につきましてはなろうかと思っておりますので、そのあたりにつきましては、統計の制度官庁になる政策統括官ともよく相談、連携しながら検討していく必要があるかと思っております。

高橋専門委員 椿先生と多少ダブるんですが、今回の研究報告書の読み方ですが、私なりに思ったのは、民間業者に頼んでやってみたら、非協力者の率が非常に高い。赤字になった。ある意味ではマイナスの評価になっているんじゃないか。

初めて民間でやるからには、慣れないことですから大変だったということもわかるし、幾つかは今後やりたくないという感じを受けられたところもありますね。

こういうやり方でやってしまうと、逃げるところはどんどん逃げて、本当に数社残るか残らないかという形になってしまうんですが、もっと民間の知恵を生かすような形でやるべきじゃないかという感じがします。

先週の日曜日に地方選挙がありましたね。あるところで、こういう話があるんです。

あるところの市長選挙、前は開票のスピードが2時間15分かかった、今回は民間の知恵を借りて1時間にしようと取り組んだ市があります。やってみたら47分でできた。

生産性に対して非常に熱心な会社があって、その方式を導入した結果、サービス関係のところでもそれだけ生産性を上げることができた。官ではわからないところが、民間では、こういうところはもっと効率を上げるんですよということが働くことができるのに、最初

からこういうふうにやってしまったら、民間が慣れないところだけで、おいしくないところだけやっていたら民間だってやる気が出て来ないだろうし、その辺、民の知恵をもう少し発揮できるような形で出て来ないか。

有識者のこの研究会が今後どうなるかわかりませんが、仮に次に研究会をつくる場合でも、先端の民間の業者もぜひメンバーに入れていただいて、そこでの知恵を、どうすればもっと魅力的なものが出てくるかということを考えていただければ、もっと民間の知恵が発揮できて、もっと補足力が高まるような形に出てくるんじゃないかという感じを持っています。よろしく願いいたします。

飯島課長 御指摘の点、これからの検討に、そういった点も踏まえて進めてまいりたいと思います。

もう既に、例えば、調査用品の仕様を見直したらとか、調査ニュースの配布方法を見直したらとか、具体的な、今回の試験調査につきましても事後的に御指摘もいただいていますし、これからも民間事業者の知恵もできるだけ生かしながら進められるように検討していきたいと思います。

斉藤主査 よろしく願いします。

引頭専門委員 意見を述べさせていただく前に 1 点確認があるんですが、個人企業に関する経済調査の E 社(広島県)、非協力率が 107.7%とあるんですが、どういう数字ですか。

飯島課長 一番下に算式がございますが。

引頭専門委員 トータルの事務所数に対して、調査に協力しなかった事務所数という形なので、100 を超えるというのはどういう。

斉藤主査 これは 50%ということでしょう。

飯島課長 例えば 100 の事業所の回答が必要だったというときに、100 の事業所の回答を得るために、207 の事業所を回りましたということです。

引頭専門委員 107 の数字にあるように非常に厳しいということではあるんですが、今回の御報告書のポイントはよく理解させていただいたつもりです。

先ほど飯島課長がおっしゃったことで一つ、大変気になるところがありまして、今回の試験調査では、全国規模でやるのがいいのか悪いのかについては結論は出せないということであったかと思いますが、一方で、小口のところから少しずつ広げていこうというお話だったかと思います。

今回の結果から見れば、それが正しいかに思えますが、試験調査の方でも、高橋委員や椿委員がおっしゃったように、赤字のところがいっぱい出ている。調査用品の工夫とか調査ニュースの配布方法を見直せばいいかもしれないというところは確かにあるんですが、そういう対症療法でいいのかなと、そもそも論として思います。

今回の報告書で、ちょっと足りなかったかなと思うのは、民間開放をするときにどうしたらいいかということです。ずっと議論がありますし、流れがそうなるんですが、現在の統計調査のやり方において一体何が課題になって、何が高コストになっていて、どこがいけな

いのかという整理が、もしされているのであれば、その中には、先ほど椿委員がおっしゃった統計調査員の問題、非常に低コストで、非常に高品質で、おまけに名誉でやっていらっしゃる方々もいらっしゃる。そういう人たちに対する整理がもうちょっとあったほうがいいのかなど。

現時点においては足りないところは確かにあると聞いております。今後、団塊の世代がリタイアしてきて労働市場から離れていく中で、それは受け皿であるかもしれませんが、そのことについて本当に潜在的に、地方自治体でそういう人数を把握しているのか、だれも把握していないと思います。ですから、先々についてのリサーチがない中で決まっています、視点が足もとを中心にされているような気がします。

閣議決定で言われたことがありますので、スケジュールが非常にタイトというのはわかるんですが、それとともに、もう少し長い目を見て、本当に質の高い統計をとるためにどうしたらいいのかというポイントの方も、今度できるであろう外部有識者での新しい検討会では、その視点も加えていただければと思いますが、いかがでしょうか。

飯島課長 大変重要な御指摘だと思います。統計調査の業務全体の中で、どういう形で民間開放を考えるべきかという議論も含めて検討してまいりたいと思いますし、そういう中で、有識者の御意見も必要に応じていただくような形で検討してまいりたいと思います。

高橋専門委員 確認ですが、前回の調査で、民間業者が赤字になった。その前に、入札のときに、コスト的には過去どれだけかかっていますよ的なことはおっしゃっておられるのか、民間にそういった情報を全く与えていなかったのかどうなのか、その辺はどうなんでしょうか。

飯島課長 過去の経費的なことも含めて、業務内容はいろいろ事前にお示しはしております。民間の受けとめ方として、もう少し簡単にできるとは思っていたけれども、実際に調査してみたらなかなか協力が得られずに、たくさん回らなければいけなかったと、当初、事業者が想定していた以上のコスト上昇要因があったということではないかと思えます。

高橋専門委員 わかりました。それに関連してですが、それで赤字が多かった、今後については価格だけではなくて、入札希望の能力というか、そのところも考えて決めますよ、単なる価格だけではありませんよという方向で行かれるのかどうなのか、その辺は現在のところどういうふうを考えていらっしゃいますか。

飯島課長 事業者の業務を実施する能力にもかなり差があるのが現実だと思いますので、そのあたりの質をきちんと把握できるような条件を設けながら、地方にも基準・条件という形で示して、質についてもきちんと評価できるような形をつくってまいりたいと思えます。

斉藤主査 先生方が指摘されている問題点は、一方では閣議決定があって、やらなきゃいけないということになっていると思います。スケジュール的には。

しかも、民間開放をやるんだと、ギブンで与えられているといいますが、そういう状況下で御検討いただいている。

実際に調査をテストケースでやってみられたら、どこもかなり大きな赤字になった。受託の経緯は、国のことだから一回やってみようかなという感じでやられて赤字になったということのように思いますが、ちょっと危惧するのは、民間を使ってやるという、いい面と悪い面両方含んでいるかもしれませんが、結果はあくまでも民間の責任ですよね。国の仕事だから一回やってみようと思ってやった結果、大赤字になって、どんどん赤字になっていこうといくまいと、ちゃんとやると言った以上は、民間が引き受ける責任があると思いますが、結果的にはそういう民間会社は潰れていくのだと思います。

国として、そういうところを使って、こっちの希望の金額でやらせて、民間はどんどん赤字で、最後はそれが潰れてしまう、そんな形の統計調査、本当にそれで良いのだろうかという気分になります。

ですから、先ほどからお話が出ていますように、一部の方はもうやらないとおっしゃっているようですし、一部の方は、コスト削減をすることによって可能とおっしゃっているようですが、今後、コストの問題は、研究会はどのようなふうに真剣に現場ベースで検討されたのか、私は研究会報告を詳しく読んでいないものですから、不勉強なので気になりません。

今後、第三者の意見といいますが、有識者の方による検討の場所がつけられるということなので、オープンにして相当討議しないと、おかしな結果になると思います。

オンレコードではちょっと問題ですが、例えば癒着が起こると思うんですよ。10社いた中で2社ぐらいが統計局に、今、赤字ですが協力します、何とかやりますから、政府の方でもよろしく願いますという会話になるおそれがあるんですね。そうすると、見えない世界で、いつのまにか民間開放が、結果としては政府と民間業者の癒着によって行われていく。建設業界はそれに近いことが行われてしまっているわけです。それじゃ民間開放している意味がありませんから、そういう方向にならないように、オープンで透明性の高い有識者等も含んで、業者共々検討会をよろしく願いたいと思います。

意見だけです。

飯島課長 貴重な御意見をいただきまして、そういう御指摘も踏まえて考えていきたいと思っています。民間事業者にどのような範囲で仕事を切り出していくかということも含めて、コストの面、いろいろ重要な問題だと思いますので、十分検討していきたいと思っています。

斉藤主査 よろしく願います。時間が参りましたので、総務省統計局からのヒアリングは終わらせていただきたいと思います。

今もお話がありましたように、統計局の民間開放に向けての取組については5月中に具体化されるということですので、その過程で改めて当方といろいろ議論させていただくということをお願いしたいと思います。どうもありがとうございました。

それでは、これで本日の統計調査分科会は終了いたします。次回の日程については追って事務局から連絡をいたします。本日は大変お忙しい中お集まりをいただきましてありがとうございました。

なお、引き続きまして委員懇談会を開催いたしますので、恐れ入りますが、傍聴者の方は退席をお願いいたします。